

教員免許状以外の資格等

※2021年4月1日現在。最新の資格等については、各学部へお問い合わせください。

学部	学科・課程・専攻・コース・専修		資格・試験名（区分）
人文社会学部	人間社会学科	社会学プログラム	社会福祉士(社会福祉学コース：12)
		心理学プログラム	認定心理士(3) 公認心理師(14)
	琉球アジア文化学科		博物館学芸員(3) ※国際地域創造学部地域文化科学プログラムの担当者に要相談
国際地域創造学部	国際地域創造学科	観光地域デザインプログラム	博物館学芸員(3) ※国際地域創造学部地域文化科学プログラムの担当者に要相談 ※観光地域デザインプログラムについては指導教員に要相談
		経営プログラム	
		経済学プログラム	
		国際言語文化プログラム	
	地域文化科学プログラム		博物館学芸員(3) GIS学術士(3)
教育学部	学校教育教員養成課程		学校図書館司書教諭(8) 博物館学芸員(美術教育専修：3)
理学部	物質地球科学科	物理系	博物館学芸員(3) 測量士補(1) 測量士(5)
		地学系	博物館学芸員(3)
	海洋自然科学科	化学系	博物館学芸員(3)毒物劇物取扱責任者(7)危険物取扱者<甲種>(4)
		生物系	博物館学芸員(3)
医学部	医学科		医師(4)
	保健学科		看護師(4) 保健師(12) 助産師(12) 臨床検査技師(4) 健康食品管理士(12) ※助産師については、将来的に大学院課程への移行を検討しています。
工学部	工学科	機械工学コース	自動車整備士(4) 航空整備士(10) ボイラー技士(9) 機械設計技術者3級(10) 技術士(10) 航空無線通信士(10)、危険物取扱試験(10)、基本情報技術者試験(10) 他
		エネルギー環境工学コース	ボイラー・タービン主任技術者(5) 衛生管理者(6) 冷凍空調技士(10) 他
		電気システム工学コース	電気主任技術者<指定科目の修得が必要>(5) 電気通信主任技術者<指定科目の修得が必要>(2) 第二種電気工事士<指定科目の修得が必要>(2) 2級電気工事施工管理技士(4)
		電子情報通信コース	電気主任技術者<指定科目の修得が必要>(5) 電気通信主任技術者<指定科目の修得が必要>(2) 第二種電気工事士<指定科目の修得が必要>(2) 2級電気工事施工管理技士(4)
		社会基盤デザインコース	技術士補(1)技術士(6)測量士補(3)測量士(5)1・2級土木施工管理技士(6) コンクリート診断士(6)土木鋼構造診断士(6)他
		建築学コース	一級建築士(12) 二級建築士(4) 木造建築士(4) 1・2級建築施工管理技士(6) 1・2級土木施工管理技士(6) 建築設備士(6) 土地区画整理士(6) 他
		知能情報コース	基本情報技術者試験(10) 応用情報技術者試験(10) ネットワークスペシャリスト試験(10) 他
農学部	亜熱帯地域農学科		飼料製造管理者任用資格(7) 家畜人工授精師<受講科目の一部免除>(10) 樹木医補(3) 家畜受精卵移植師<受講科目の一部免除>(10)2級・3級造園技能士(10)
	亜熱帯農林環境科学科		樹木医補(3) 飼料製造管理者任用資格(7) 家畜人工授精師<受講科目の一部免除>(10) 食鳥処理衛生管理者任用資格(7) 家畜受精卵移植師<受講科目の一部免除>(10)
	地域農業工学科		測量士補(地域環境工学コース：1、バイオシステム工学コース：3) 技術士<技術士の第一次試験免除(日本技術者教育認定基準「JABEE」)認定プログラム修了者>(6)
	亜熱帯生物資源科学科		食品衛生管理者(10) 食品衛生監視員(10) 環境衛生監視員(10) 健康食品管理士(12) 毒物劇物取扱責任者(7) 危険物取扱者<甲種>(4) 上級バイオ技術者(4)
	亜熱帯生物資源科学科 健康栄養科学コース		栄養士(11) 管理栄養士(13) 健康食品管理士(12)

- 区分
- (1) 卒業単位を修得すること(卒業)により得られる資格

(2) 卒業単位を修得することにより試験の一部が免除される試験

(3) 卒業単位の修得＋必要な科目の履修により得られる資格

(4) 卒業単位を修得することにより受験資格のある試験

(5) 卒業単位を修得後、実務経験を必要とする資格

(6) 卒業単位を修得後、実務経験を必要とする試験

(7) 卒業単位を修得後、指定の職就任を要件とする資格

(8) 前提となる資格を取得して得られる資格

(9) 前提となる資格を取得後、実務経験を必要とする資格

(10)国が認定する1～9以外の資格又は試験

(11)卒業単位の修得＋必要な科目の履修により得られる免許

(12)卒業単位の修得＋必要な科目の履修により得られる受験資格

(13)前提となる免許を取得後、1年以上の実務経験を経て、得られる受験資格

(14)学部における所定単位の修得 / 卒業、及び大学院における所定単位の修得 / 修了により得られる受験資格、
あるいは学部における所定単位の修得 / 卒業後、実務経験を経て得られる受験資格